

# 新型コロナウイルス感染症対策ガイドライン2023年度版

## 【ダイジェスト】

### 1 新型コロナウイルス感染症に係る廃棄物の取扱いに関する留意点

一般家庭や事業所、医療関係機関、検査機関、宿泊療養施設からは、以下に示す発生場所ごとにそれ各自般廃棄物又は産業廃棄物、感染性廃棄物等が排出される。発生場所ごとに排出された「主な廃棄物(具体例)」と「廃棄物の区分」が違うので留意が必要である。

#### 【新型コロナウイルス感染症に係る廃棄物の種類と特徴】

発生場所  
①家庭及び事業所

##### 廃棄物の区分 | 一般廃棄物/産業廃棄物



##### 主な廃棄物(具体例)

感染者の生活系廃棄物(感染者の呼吸器系分泌物(鼻水、痰等)が付着したマスクやティッシュ、食事などの際に利用した使い捨ての食器、排泄物が付着したおむつ、し尿等)

発生場所  
②医療関係機関等

##### 廃棄物の区分 | 一般廃棄物/産業廃棄物/感染性一般廃棄物/感染性産業廃棄物



##### 主な廃棄物(具体例)

新型コロナウイルス感染症の診断、治療、検査等に使用された医療機材(注射針、メス、ガラスくず等)、ディスポーザブル製品(ピンセット、注射器、カテーテル類、輸液点滴セット、手袋等)、衛生材料(ガーゼ、脱脂綿等)、紙おむつ・し尿等

発生場所  
③宿泊療養施設

##### 廃棄物の区分 | 一般廃棄物/産業廃棄物



##### 主な廃棄物(具体例)

宿泊療養者の呼吸器系分泌物(鼻水、痰等)が付着したマスクやティッシュ、紙おむつ・し尿等や施設運営の従事者が使用したマスク・手袋等の個人防護具

## 2 廃棄物の排出における留意点

発生場所ごとの「廃棄物の排出時における留意点」は以下のとおりである。市町村や処理業者等において、排出者(住民や排出事業者)にこれらの留意点を周知し、廃棄物の適正な排出を促すことは、排出者だけでなく、収集・運搬・処分等の作業員の感染防止策ともなり得るなど、廃棄物の適正な処理に資するものである。

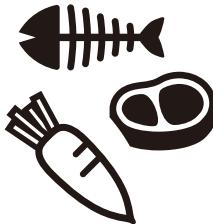
### 【①家庭及び事業所(②医療関係機関等及び③宿泊療養施設を除く)からの排出時の取組】

廃棄物を出すときには次の5つのこと改めて意識することが重要である。また、排出における具体的な感染防止策として「③宿泊療養施設からの排出時の取組」にある「ごみを取り扱う際に心がける3つのこと」に留意する。

- ごみ袋をしっかりと封をすること  
(廃棄物が散乱せず、  
収集運搬作業において  
ごみ袋を運びやすくなる。)

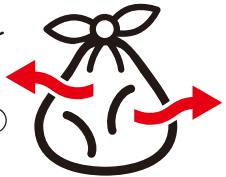


- 生ごみの水切りをすること  
(外出自粛を受けて家庭からの  
廃棄物の量が増加しがちのため、  
廃棄物の量を減らすことができる。)

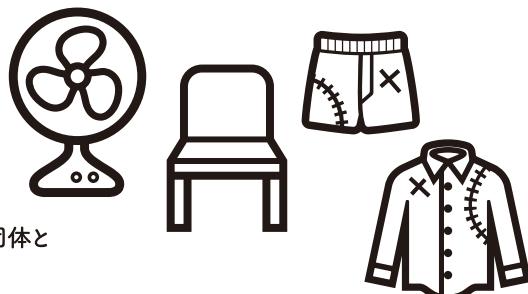


- 自治体の分別・収集ルールに沿うこと  
(作業員が本来する必要の無い分別を行うことに伴う  
感染リスクをなくすことができる。)  
これらの対応について、市町村や処理業者等が住民や  
排出事業者に呼びかける際には、環境省が作成した資料も  
活用することが有用であり、例えば、町内会やマンション管理団体と  
連携して掲示してもらうのも一つの方法である。

- ごみ袋の空気を抜いて出すこと  
(収集運搬作業においてごみ袋を  
運びやすくするとともに、  
収集車内の破裂を防止できる。)



- 廃棄物の減量に努めること  
(外出自粛を受けて家庭からの  
廃棄物の量が増加しがちのため、  
廃棄物の量を減らすことができる。)



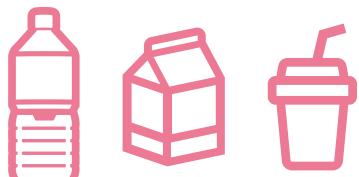
#### 可燃ごみ(燃やすごみ)として排出

##### 感染者や感染の疑いがある者が使用したもの

＜通常時は資源化される廃棄物＞

▼ペットボトル、紙製容器包装、

プラスチック製容器包装等などの可燃物



▼缶、瓶などの不燃物



※1週間待てない場合は  
「可燃ごみ(燃やすごみ)」に入れて排出し  
その後の選別は行わない

#### 通常どおり、分別出し、資源化

##### 感染者や感染の疑いがある者が使用したもの

▼缶、瓶などの不燃物



※72時間以上で感染力がなくなるので、  
1週間以上経ってから資源として排出

##### 感染していない者、 及びその疑いがない者が使用したもの

▼ペットボトル、

紙製容器包装、

プラスチック製容器包装等  
などの可燃物



▼缶、瓶などの不燃物



※分別して排出

## 【② 医療関係機関等からの排出時の取組】

医療機関や検査機関等から排出される廃棄物であって、新型コロナウイルス感染症の診断、治療及び検査等に使用された医療機材等は、廃棄物処理法上、感染性廃棄物に該当する。感染性廃棄物の排出事業者は、通常の感染性廃棄物を扱う際と同様に、以下に例示する廃棄物処理法の処理基準に従う必要がある。

- 施設内での保管の際に仕切りを設けるなどして

感染性廃棄物がそれ以外の廃棄物に

混入するおそれがないようにすること

- 腐敗するおそれのある廃棄物については、

容器に入れ密閉すること、冷蔵庫・冷凍庫に入れること等

腐敗の防止のために必要な措置が講じられていること



- 感染性廃棄物である旨等を

表示すること



- 廃棄物の種類や性状に応じた容器を選び、容器に入れた後は

密閉すること。特に、注射針等の鋭利なものについては、

耐貫通性のある堅牢な容器を用いること



新型コロナウイルスに係る感染性廃棄物も他の感染性廃棄物と同様に処理可能

## 【③ 宿泊療養施設からの排出時の取組】

宿泊療養施設は医師等が医業等を行う場所ではないことから、廃棄物処理法に定める感染性廃棄物が排出される施設には該当しない。このため、宿泊療養施設から排出される廃棄物の処理に際しては廃棄物処理法上の感染性廃棄物としての処理は義務付けられないが、排出に当たっては以下のことに留意する。

### ごみを取り扱う際に心がける3つのこと

#### ① ごみに直接触れない！

ごみに直接触れないようするために、作業にあたる場合は手袋、マスク、その他の個人防護具の使用や、肌の露出の少ない作業着（長袖・長ズボン）の着用を徹底しましょう。



#### ② しっかり縛って封をする！

ごみが袋の外面に触れた場合、ごみ袋の結び目からごみが出そうな場合、ごみ袋が破れそうな場合など、感染防止の観点から、ごみ袋を二重にして封をしてください。  
パッカー車によりごみ袋を圧縮して収集・運搬する場合は、袋の破裂を防止するため、ごみ袋の容量に余裕を持ち、袋の空気を抜いて出しましょう。



#### ③ ごみを捨てたあとは、しっかり手を洗う！

ごみを取り扱ったあとは、石けんやアルコール消毒液による手洗いや手指消毒を徹底すること。気がつかないうちにごみに触れていることがあるので、念入りに洗いましょう。

### 3 廃棄物の処理等における留意点

廃棄物の収集、運搬、処分及びリサイクル並びにそれらの廃棄物処理に係る施設や設備等の維持管理・点検などにおける感染防止策としては、①処理作業等及び事務作業における共通の対策、②処理作業等における対策及び③事務作業における対策に分けられる。

#### ＼動画視聴のススメ／

「廃棄物の処理等における留意点」は、具体的な動作手順などを  
Youtube動画にて視聴できるようになっている。



<https://www.youtube.com/watch?v=T728nPhXmh0>



作業着・防護具の着用順序

- ①手指消毒
- ②作業着の着用
- ③マスクの着用
- ④ゴーグルの着用
- ⑤手指消毒
- ⑥手袋の着用

企画・制作